

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 保険料等

改 正 後	改 正 前
(退職金共済掛金等の損金算入の時期) 9 - 3 - 1 <u>貼付けを含む。</u> (注)	(退職金共済掛金等の損金算入の時期) 9 - 3 - 1 <u>はり付け</u> (注)

二 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理

改 正 後	改 正 前
(特別勘定の金額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位) 12 の 3-3-2 <u>譲渡した資産又は取得した株式</u>	(特別勘定の金額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位) 12 の 3-3-2 <u>譲渡した資産</u>